

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

平成26年3月7日(金)

開会 13時30分

閉会 15時39分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、班長 辻成尚

予算経理課 課長 三井清輝、課長補佐兼班長 柏屋典生

教職員課 課長 梅村和弘、班長 吉田淳、主幹 林良充

高校教育課 課長 倉田裕司、課長補佐兼班長 長谷川敦子

特別支援教育課 課長 東直也、課長補佐兼班長 森井博之、主査 酒井未央

保健体育課 課長 阿形克己、主幹 嶋田和彦

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、課長補佐兼班長 辻喜嗣

班長 竹田憲治、主査兼社会教育主事 奥村隆志

主査 伊野美穂子、技師 角正淳子

新博物館整備推進PT 課長 岡村順子、班長 天野秀明、主幹 東正嗣

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第54号 専決処分の承認について(補正予算第8号関係)	原案可決
議案第55号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則案	原案可決
議案第56号 三重県総合博物館条例施行規則案	原案可決
議案第57号 三重県指定文化財の指定について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 平成 25 年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて
- 報告 2 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について
- 報告 3 教職員の資質能力向上支援事業の平成 25 年度実施結果と平成 26 年度の概要について
- 報告 4 三重県立高等学校における土曜日の授業について
- 報告 5 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会東海 4 県開催種目決定に向けた進捗状況について
- 報告 6 第三次三重県子ども読書活動推進計画の策定について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 26 年 2 月 17 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告 4 から報告 6 は、意思形成過程であるため、非公開で審議することを承認する。
会議の進行は、公開の議案第 54 号から議案第 57 号を審議し、報告 1 から報告 3 の報告を受けた後、非公開の報告 4 から報告 6 の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第 54 号 専決処分の承認について（補正予算第 8 号関係）（公開）

（三井予算経理課長説明）

議案第 54 号 専決処分の承認について（補正予算第 8 号関係）

平成 26 年 2 月 19 日急施を要したため、別紙のとおり平成 25 年度三重県一般会計補正予算（第 8 号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成 26 年 3 月 7 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成 25 年度三重県一般会計補正予算（第 8 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第 3 条第 1 項の規定に基づ

き専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

今回、専決処分をさせていただいた補正予算（第8号）ですが、年度末に向けて事業ごとの過不足金額を調整するものです。前回教育委員会定例会開催時点では確定しておらず、その後、確定し、現在、開催中の県議会へ速やかに上程する必要があったため、専決処分をさせていただいたものです。

次のページをご覧ください。補正予算のうち、教育委員会に関する部分につきまして、知事からの意見照会に対し原案に同意する旨、回答させていただきました。その裏面が照会文書です。

1ページの最終補正予算の表をご覧ください。今回の補正予算の内容は、主に人件費の再算定や契約額等の確定等に伴うもので、一番下の合計欄にありますように75,296千円の減額補正を行おうとするものです。なお、書いてはございませんが、教育委員会を含め県の一般会計全体では、52億円程度の増額補正で、これは主に国の平成25年度の補正予算に伴う公共事業関連の増額です。

それでは、教育委員会の歳出補正の主なものをご紹介します。次の2ページをご覧ください。まず、人件費、報酬等とそれぞれ記載してあるものを一括してご説明します。補正理由は、今までの実績をベースに再算定した結果です。上のほうから教育総務費の事務局人件費で16,179千円の減額、その下2行空けて小学校人件費で66,426千円の減額、その下の中学校人件費、報酬等を合わせて38,642千円の減額、その下の高等学校人件費とその下の報酬等を合わせて101,025千円の減額となります。2行空けて特別支援学校人件費と報酬等で37,926千円の減額、この人件費と報酬等をトータルして260,198千円の減額となります。次に、上から2行目の教職員退職手当です。再算定の結果、749,656千円の増額を行うものです。主な要因は、20名程度の正規職員の退職の増によるものです。次に、高等学校等進学支援事業費については、修学奨学金のことです。当初予算では緊急的な経済変動があった場合においても、要件を満たす者すべてが借りられるよう、一定枠の予算を確保しておりますが、年度末になりましたので精査により116,064千円を減額するものです。次に、真ん中ほどにある高等学校費の学校施設法定点検事業費は20,994千円の契約額確定に伴う減額。次の校舎その他建築費は、契約額の確定等による235,399千円の減額。2行空けまして、特別支援学校施設建築費においても契約額の確定によるもので90,129千円の減額です。次の社会教育費の活かそう守ろう“みえ”の文化財事業費は、所要見込額の精査により9,000千円の減額。最後の行の運動部活動支援事業費は、全国・ブロック大会の旅費等で17,890千円の減額です。

また、繰越明許費は3ページの表に整理しています。今回の繰越明許費は、杉の子特別支援学校石薬師分校作業実習棟ほか建築工事において、建築予定地の地盤掘削を行ったところ、既存の資料では確認できなかった埋設管があることが判明し、これらの現況調査等が必要になり、不測の日数を要することになったためです。

最後に、予算の一部をなします債務負担行為につきまして、3ページから4ページの表に整理しております。すべて来年度からの消費税改定に伴う増額分で、契約変更

を結ぶために債務負担行為を設定するものです。

以上、報告し、承認を求めるものです。よろしくご審議お願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第54号はいかがでしょうか。補正予算で金額を精査したことから生じた部分でありますので、これについてはよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第55号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(東特別支援教育課長説明)

議案第55号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月7日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページをお開きください。まず改正の理由でございますが、平成25年6月20日の教育委員会定例会において、三重県立聾学校高等部の学科改編についてご承認をいただいたことを受けまして、当該規則の規定を整備するものです。改正の内容としては、三重県立聾学校高等部の学科改編に伴い「ライフデザイン情報科」を加えることとし、施行期日は、平成26年4月1日とするものです。

ここで聾学校の学科改編の概要についてご説明申し上げます。

三重県立聾学校は、県内唯一の聴覚障がい教育を行っている特別支援学校であり、コミュニケーション力及び言語力の育成を中心に教育を進めております。設置部科については、3ページに学校の組織について新旧対照表の中に明記しておりますが、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科を設けております。この中の理容科及び産業工芸科ですが、自立と社会参加を目指して職業教育を行っていますが、現在、学習内容と生徒の進路先が必ずしも結びついていないという現状がございます。特に理容科においては、昭和41年4月の設置以来、厚生労働省の定める理容師養成施設の役割を担い、これまで県内外の理容店で活躍する人材を数多く輩出してまいりました。しかし、社会状況の変化の中で、生徒及び保護者の進路希望は大きく変化し、ここ10年間で卒業後に理容師として就業した生徒がないのが現状です。近年は、食品業及び製造業に係る企業への就職が大半を占めていることから、理容科の存続について検討が求められておりました。特別支援教育課では、聾学校と共に今後の学校の

あり方について検討を重ねた結果、聾学校における理容師養成の役割は終了したと判断し、高等部理容科の生徒の募集を平成26年度より停止し、高等部理容科在籍者がいなくなる平成26年度末をもって廃科とするものです。

また、このことに併せまして、産業工芸科ですが、産業工芸科は、現在、工芸コースとファッションコースを設置しております。工芸コースでは工業基礎や製図といった科目を設定して、木工を中心に学習をしております。ファッションコースでは服飾文化あるいはファッション造形といった科目を設定して、被服について主に学習をしているところです。しかしながら、近年の産業構造の変化により、産業工芸科の卒業生の就労状況と現在の学習内容が必ずしも結びついていない現状が見られます。工芸コース卒業生の主な進路先である機械部品等の製造現場では、コンピューターを活用した生産ライン管理や設計の技術が求められております。また、ファッションコース卒業生の主な進路先である企業の一般事務においても、情報に対応あるいは活用する能力が求められております。特別支援教育課としては、現在の教育課程では就労先から求められる知識や技術の習得に対応しきれない状況が生じていることから、現在のコースを改編する必要があると考えたところです。工芸コースにおいては、木工だけにとどまらずコンピューターによる設計等を扱える科目を設置し、学習内容を充実させ、また、ファッションコースにおいては、被服分野の科目しか履修できなかったことから、家庭全般の科目を設置したいと考えております。そこで就労に必要な知識や技術を習得し、多様な進路選択が可能となるよう工業の専門学科としての「産業工芸科」、家庭の専門学科としての「ライフデザイン情報科」を設置することにさせていただきました。以上が、この学科改編の経緯です。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案についての提案は以上です。どうぞよろしくお願いいいたします。

【質疑】

委員長

議案第55号についてはいかがでしょうか。

今のご説明ですと、これまでの検討で理容科は平成26年度停止で年度末に廃止ということですが、産業工芸科も同じですか。

特別支援教育課長

現状は産業工芸科の中に工芸コースとファッションコースがありますので、産業工芸科という学科そのものは残します。ファッションコースと呼ばれていた1つのコースを新たに「ライフデザイン情報科」として設置をしたいということです。

森脇委員

改正後の学科のところに理容科が残っているのはなぜでしょうか。

委員長

これは、もう1回、来年なくすという条例案が出てくるのかと思って見てたのですが。

特別支援教育課長

この理容科については、3年生が残りますので、まだ学科としては存続をしております。

ますが、来年1年間で高等部3年生が卒業してしまいますので、その時点で廃科の規則改正をお願いしたいと考えているところです。

教育長

在校生がいる間は、その学科なり学校名は残すが、在校生がいなくなったとき、改正しなくていいように、附則で付け加える場合もあります。今回は、この手続きで私も承認をしております。

委員長

また来年の今頃、もう一度規則改正が出てくるということですね。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第56号 三重県総合博物館条例施行規則案（公開）

(田中社会教育・文化財保護課長説明)

議案第56号 三重県総合博物館条例施行規則案

三重県総合博物館条例施行規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月7日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県総合博物館条例施行規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

説明は、環境生活部 岡村担当課長より行います。

(岡村新博物館整備推進PT課長説明)

それでは、次のページをご覧ください。この施行規則ですが、昨年、平成25年6月に三重県総合博物館条例を公布し、その条例の施行に伴う規則でございます。それでは、条文を順番にご説明申し上げます。

第1条「趣旨」ということで、今、申し上げたとおりです。

第2条「用語」については、この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例とする。

第3条「入館者の遵守事項」ということで、博物館へ入館した者への遵守事項ということで、1号から5号まで定めております。

第4条で「博物館資料の閲覧等の許可の申請」ということで、条例第8条の規定により博物館資料の閲覧の許可を得ようとする者は、閲覧の形態に応じて利用申請書を提出するということが、館長に提出をしなければならないとしております。第2項以降でそれぞれの手順について定めております。順番に見ていきます。条例第8条の規定により、博物館資料の撮影等の特別利用の許可を得ようとする者は、特別利用申請書を館長に提出しなければならない。この特別利用というのは、単に閲覧ではなく、それに加えて撮影をすとか大きさを測るといったことを伴うものについては、特別利用許可を受けることにしております。第3項でその申請をした者に対しての許可書

を交付するとしております。第4項で博物館資料の利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用しなければならないと規定しております。

次に、第5条「施設等利用の許可の申請」ということで、条例第9条の規定により、施設等の利用の許可を得ようとする者は、施設等利用許可申請書を館長に提出しなければならないということ、第2項でその利用許可申請に対する許可書を交付いたします。第3項により施設等の利用期間は30日以内ということと定めております。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができるとしております。

第6条「施設等の変更の禁止」ということで、施設等の利用者は、博物館等の施設等に変更を加え、又は特別の施設等を設けてはならないということにしています。

第7条で「利用の廃止又は中止」ということで、施設等の利用者は博物館の施設等の利用を廃止又は中止しようとするときは、中止の届けをあらかじめ館長に提出しなければならないなりません。

第8条「利用者の遵守事項」ということで、施設等の利用者は、次の各号に掲げる事項を守るとともに、善良なる管理者の注意をもって施設等を利用しなければならないということと3点定めております。

次に、第9条「資料の貸出」です。博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げる者に対して貸し出すことができるということと原則、博物館の資料は外へ貸し出すことはしておりませんで、ただし、ここにある1号から4号については、貸出を認めるとしております。それが、1つは博物館法第2条第1項の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設というもの、それから三重県内の官公署、学校教育法第1条に規定する学校、その他館長が適当と認めるものとしております。第2項でこの前項ただし書きの規定により資料の貸出しを受けようとする者は、貸出許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において当該博物館資料が博物館に寄託された資料であるときは、当該寄託をした者の承諾書を添付しなければならないとしております。第3項、館長は、前項の許可をしたとき、許可書を交付いたします。第4項、第2項の許可を受けた者は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならないということです。第5項、博物館資料の貸出期間は30日以内とすると。ただし、館長が認めた場合は、この限りではないとしております。第6項で、借受人は、善良なる管理者の注意をもって博物館の資料を利用しなければならないとしております。

第10条で「弁償の義務」を定めており、入館者、施設等の利用者及び借受人が故意又は過失により、博物館資料若しくは施設等を汚損し、破損し、又は亡失したときは、その修理又は補充に要する費用を負担しなければならないとしています。

第11条「資料の寄贈及び寄託」ということで、寄贈及び寄託に係る手続きを定めておりまして、基本的には第11条で博物館に資料を寄贈及び寄託しようとする者は、資料寄贈(寄託)申請書を館長に提出し、その承諾を受けなければならないとしております。これに対して、館長が受領を承諾したときには、資料受領書を交付いたします。第3項で、寄託資料が博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。第

4項で、博物館は、寄託資料が火災等やむを得ない事由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。第5項で、博物館が、寄託者の申出により、寄託資料の返還を行うときは、資料受領書と引き換えに行うものとするという、以上の手続きを定めております。

第12条が、この規則で特徴的な条項になりますが、歴史資料として重要な公文書の受入れについて受入れの規定を置いております。博物館は、条例第2条第4号に掲げる県が保有していた歴史資料として重要な公文書等を受け入れるものとするということです。

第13条で「委任」ということで、この規則に定めるもののほか、博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が定めるとしております。

これを施行期日として附則で、この規則は平成26年4月19日から施行するとしております。同時に三重県立博物館条例の施行規則も廃止を謳っております。

【質疑】

委員長

議案第56号についてはいかがでしょうか。

条例があって、この規則になるわけですね。この規則の最後の第13条のところ、委任はこの規則に定めるもののほか、必要な事項というのは教育長が定めることになるんですか。

新博物館整備推進PT課長

教育長が定めるとはなっておりますが、実際にはその中で事務決裁の委任などの中で館長が定めるものも多いかと思えます。

委員長

実際としては、館長が定めることになるんですか。

何かございますか。

それから、第12条の部分、特に重要な公文書の受入れというのが、今回のこの博物館の1つの特色と聞いていますが、これもいろいろと細目みたいなものは詰めていくのですか。何をもちょう重要と言うのか、それも決まっているのですか。

新博物館整備推進PT課長

歴史資料として重要な公文書等というのは、県が作成しました公文書の保存期間年限が過ぎたものについて、県の側で実際には環境生活部の文化振興課になりますが、そちらで今の歴史資料として重要な公文書を選別いたします。選別したものをそのまま受け入れするのが、この博物館になりますので、選別、どのようなものかというのは県の要綱で定めております。

教育長

展示室や資料閲覧室では鉛筆以外のものを使用しないことと第3条にあり、これが1点、どこの博物館もそうなのかということと、先ほど委員長が言われましたが、歴史資料等の寄託資料とかいろいろ資料という上に修飾が付きますね。そのあたりは意識して区別されているのでしょうかということです。歴史資料といった場合、確かに文化振興課で公文書、公文書も歴史資料ですが、公文書以外のものもありますね。そ

ういうのも歴史資料というので、歴史資料の定義があるのかどうかは博物館側では分からないということではないでしょうか。

新博物館整備推進PT課長

鉛筆は、他の館でも同様の規定は置いておきまして、今回もそんなところまで書くのかということではございましたが、やはり展示してある実物資料等について、ペンなどで刺すということがないようにということがありまして、そういうことを書いておきたいということで、あえて書かせていただいた経緯がございます。

先ほどの歴史資料については、定義はしていないと思います。

教育長

おそらく歴史資料というのが大きな器で、その中に公文書というのが入っていると思いますね。ですから、公文書以外の歴史資料とは何を言うのかというのがどうかと思ったので聞かせてもらいました。

新博物館整備推進PT課長

県が保有していた歴史資料として重要な公文書等、この言葉自体は、三重県総合博物館条例の中で使っている言葉で、今、お持ちの資料の参考部分、最後2ページの、第2条「事業」というところですが、この第4号に、公文書館法の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書という言葉が出てまいりますので、このままを使っているということです。

教育長

そうすると、県が保有している歴史資料の公文書しか受け入れないということではないんですか。

新博物館整備推進PT課長

「県が保有していた」でいったん切れるんです。ちょっと日本語として分かりにくいですが、まず、「県が保有していた」ということがあって、「歴史資料として重要な」ということになります。

教育長

それはセレクションするということですか。

新博物館整備推進PT課長

その視点が歴史資料として重要であるものというものという視点があって、そういう公文書ということです。

教育長

博物館がどこか古書店から買い入れをしますね、それはどうなりますか。

新博物館整備推進PT課長

それは歴史資料になります。

教育長

歴史資料になるわけですね。

新博物館整備推進PT課長

博物館が収蔵している資料の中には、歴史資料というものと、あと、例えば標本類とか、それ以外にも記録的なものもあります。

委員長

今回は公文書館機能を持っているので、これからも受け入れる作業もあるということですね。今までのものをきっちり保存していく作業と、新たに受け入れるのもあるということですね。

新博物館整備推進PT課長

博物館で公文書館機能を持たせるということが今回の特徴なので、本来、公文書館で受け入れを行っている歴史的価値のある公文書を博物館で受け入れるのが特徴となる条文です。

柏木委員

最後のページの料金表ですが、この間、確か消費税の関係で端数が出たと思いますが、これはまだ前のですが、その点はのでしょうか。

新博物館整備推進PT課長

それは上の条例に沿って変わってきます。今議会で条例の改正が整いましたら、これも変更となります。

委員長

よろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第57号 三重県指定文化財の指定について（公開）

(田中社会教育・文化財保護課長説明)

議案第57号 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について別紙のとおり提案する。平成26年3月7日提出
三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号、三重県文化財保護条例第27条並びに三重県教育委員会権限委任規則第1条第11項の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚めくっていただきまして、こちらは、昨年12月27日に三重県文化財保護審議会において、新たな指定として答申を受けたもののうち、本年1月23日の定例会以降で保持団体から申請書の提出があったものについて指定を諮っていただくものです。

5ページをご覧ください。「種別」が無形民俗、「名称」加太のかんこ踊り、「所在地」亀山市加太市場、加太向井、加太板屋、加太中在家、加太北在家、「概要」として、かんこ踊りは、複数の踊り手が締太鼓を身につけて叩きながら踊るもので、三重県内に広くみられる民俗芸能です。地域によって踊りの時期や目的、形態や扮装は様々で、現在、加太のかんこ踊りは、毎年8月14日と15日のいずれかに、5地区において初盆供養の行事の一環として行われています。地区によって踊りの形態や扮

装は少しずつ異なりますが、中には、室町時代に遡る近畿地方の踊りの様子を伝えるものや、東日本の踊りと関連付けられるものがあり、民俗文化の東西交流をうかがわせるものです。

【質疑】

委員長

議案第57号についてはいかがでしょうか。

これは地元の保持団体は今後もきちんと存続できるのですか。どこでもこういう芸能は後継者不足が心配されるところではないかという気がしますが。

社会教育・文化財保護課長

そのような話を特に聞いております。ですので、今回、指定になったことも含めて今後、保持団体として維持・継承をしていくということが非常に重要となってきますので、私どもも啓発も含めて努めていきたいと思っています。

委員長

よろしくをお願いします。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

報告1 平成25年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 平成25年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて

平成25年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて、別紙のとおり報告する。平成26年3月7日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

説明は担当の推進監が行います。

（加藤教育改革推進監説明）

資料の1ページをご覧ください。三重県教育改革推進会議についてでございますが、11月の定例会において審議状況の報告を途中段階でさせていただきました。今年度は「三重県教育ビジョン」の中間点検と「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定について審議が行われまして、1年間の審議がまとまりましたので、それについて本日、改めてご説明申し上げます。

（1）「三重県教育ビジョン」の中間点検、テーマの設定の経緯や審議の状況については、途中段階でも報告させていただいたとおりですので、説明等は省略させていただきます。なお、（2）「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定については、前回の定例会で担当課から報告をいたしました。

それでは、別冊資料の「資料1」の審議のまとめをご覧ください。まず、目次があり、大きく1から5の項目がありますが、1と2は、テーマの選定の経緯や理由です。3、「三重県教育ビジョン」の中間点検について。4、このビジョンに基づき今後の残り2年間に特に注力すべき取組について。最後に、5、次期の三重県教育振興基本

計画の策定に向けてということで本日はご説明いたします。

それでは、資料1の3ページ、3「三重県教育ビジョン」の中間点検について、6つの基本施策を中心に中間点検をしていただきました。そのうち、(1)基本施策1 学力と社会への参画力の育成ですが、いろいろいただいたご意見を4点ほどにまとめました。1つ目、全国学力・学習状況調査の結果で全国平均と比較し低位で推移していることから、目標に実績が近づいているというような評価でいいのか疑問が残る。調査の結果については、市町等教育委員会等と連携して効果的な施策を実行するとともに、きめ細やかに分析し、県民総参加で取り組んでいく必要がある。等々、4点にまとめられました。

続きまして、(2)基本施策2 豊かな心の育成についてですが、1つ目、「三重県人権教育基本方針」に基づき施策を推進し、すべての学校への人権教育カリキュラムの普及にしっかり取り組むことが必要である。2つ目、規範意識は学力の向上にも密接に関わってくることから、基本的な生活習慣の確立や学習規律を中心とした取組を進める必要がある。4ページの上、いじめ防止対策推進法が施行されており、地域の状況を踏まえた総合的な対策が必要である。等々、スマートフォンの利用、暴力行為等に関わること等含めて7点にまとめられました。

続いて、(3)基本施策3 健やかな体の育成ですが、2つ目、学校給食におけるアレルギーを持った子どもたちへの個別対応について、市町や保護者とともに早急に知恵を出し合い、対応する必要がある。等々、体力の向上等も含めて4点にまとめられました。

続きまして、5ページ(4)基本施策4 信頼される学校づくりですが、1つ目、グローバル化が急速に進み、教員に英語力向上やICT化への対応等が求められている。体系的な人材育成・研修が必要である。等、3点にわたって、いただいたご意見がまとめられました。

(5)基本施策5 多様な主体で教育に取り組む社会づくりについては、1つ目、近年、保護者のPTA活動等への参加が減っている。うまく機会をとらえて、保護者と学校が協力して取り組めるような工夫が必要である。等、3点です。

6ページ、(6)基本施策6 社会教育・スポーツの振興について、1つ目、文化財や文化施設を学校教育へ生かしていくことは重要である。新県立博物館がよい学習資源となるよう、教育委員会としても取り組んでいく事が必要である。他、インターハイ、国体への取組等を含めて3点です。

また、全般にわたるご意見ということで(7)その他ですが、2つ目、教育委員会が行う教育行政の中に、PDCAサイクルが作られていることが重要である。等々、国の情勢もしっかり見ていく必要があること等も含めてご意見をいただきました。

以上の中点検を踏まえ、7ページの4「三重県教委ビジョン」に基づき、今後2年間に特に注力すべき取組についてということで、6点です。1つ目、学力の向上については、課題の分析を踏まえて適切な目標設定を行い、各主体に求められる役割を明確にして、具体的な取組を進める必要があるということ。また、4つ目、土曜日の授業等については、県教育委員会が概略を示したうえで、市町等教育委員会や各学校が課題に応じて取り組み、その成果等を共有しつつ、さらにより取組としていく

必要があるのではないか。等々のご意見をいただきました。

8 ページ、次期の三重県教育ビジョンにあたる教育振興基本計画の策定ですが、28年度以降の基本計画に向けて、来年度から策定作業を始めていく必要があるということで、これにかかわって意見が11点ございますが、2つ目、三重県としての計画の特徴や重点的な取組を明確にするとともに、取組の成果を測るための的確で客観的な指標を設定するという方向で策定に向けた作業を進める必要があるのではないか。また、5つ目、教育行政を取り巻く状況の変化に対応するため、国の動きを注視しながら、関係機関と一体となって、必要な取組を実施するという方向。また、6つ目、学力の向上について、課題を明確にしたうえで、それに応じた施策を講じる。また、下から3つ目、いじめの問題やSNS等の利用かわるトラブルについて、コミュニケーション力の向上に力点を置いた施策を検討する必要があるのではないか。等々のご意見をいただきましたので、これらを踏まえながら、来年度以降の策定作業に生かしていかなばならないと考えております。

もう一つの別冊の特別支援教育に関することについては、前回のとおりです。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょう。

森脇委員

今日は報告ということなので、その中身をいじることができないかもしれませんが、小学校から高校までを対象にしているなら、この前の事件とも関係しますが、例えば、高校生に向けての犯罪防止教育や規範意識の確立に基づいた犯罪防止教育のような打ち出しが必要ではないかという気がします。加害者にも被害者にもならないように、高校生が社会人になったり大学生になったりするとき、必要な社会常識、それは命の尊厳に元々根源があると思いますが、そうした取組を中間段階から後半にかけてもし加えることができたらいいなと思いますが、いかがでしょう。

教育改革推進監

今回のこのまとめについては、審議会からいただいたご意見ですが、今後、実際に来年度から策定していくにあたっては、今の観点も含めているところからご意見を伺いながら作っていきたいと思っています。

教育長

今、教育委員会制度が変わる中で、教育の基本的な方向性は教育総合会議というものができそうで、首長も、あるいは、どういうメンバーで構成するか分かりませんが、下準備は26年度からやる必要があるかと思えます。ただ、施行されるのが27年度からになると、この計画は27年度までですので、26年度の準備がどういう準備の仕方をするのか、新年度になったら考えなければならぬところかと思えます。

委員長

法律としてできるかどうかは大きいですからね。

教育長

大きいですね。移行措置は当然あるとは思いますが、そのあたりも詰めていくこと

になります。

委員長

計画の作り方は次を見据えておかないとまずいですね。

教育長

無駄な作業をしてもいけないので。情報は集めなければならないと思いますが、あるいは、これの進捗管理はしなければいけないとは思いますが、そういうことがあるということだけ。教育委員会が執行機関になるんだとは思っていますが、政策立案については、教育総合会議で多分議論がされるかと思っていますので。

委員長

あれは知事が座長をやるというものでしたね。

教育長

だから、非常に難しくなりますね。

委員長

そうですね。このビジョンはそういうときの有力な一つの基礎にはなるでしょうね。

教育長

現実、どういうことが起こっているかというのは提示していかなければいけないので。

委員長

丁寧にPDCAを回していないとまずいというのは確かでしょうね。それをそろそろ視野に入れなきゃいけないですね。

他にはいかがでしょう。

柏木委員

4ページの上から3つ目の丸で、暴力行為が小学校で増加しているという言い方がしてありますが、これに対して指導につなげていくことが大切であると書いてありますが、今、具体的にはどんなことが行われていますか。小さいうちから暴力に対する教育はとても大切で、それが小学校が中学校になり、中学校が高校になり、そして、先ほど森脇委員がおっしゃったように社会に出ていく部分でも必要だと思うので、やはり暴力というものに対して小学生の教育をなんとかしてあげたいと。それこそ加害者にならないためにも必要な点だと思うので、実際、こういうことも策定に向けて検討に入って、それでは遅いのかもかもしれませんが、なるべく早くこういうことに取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

教育改革推進監

ビジョンにある事柄は、すべて進行中のことですので、今回、中間点検をしたが次まで待つということではなく、やるべきこと、すぐにでもやれることは、やりながらということで考えております。

委員長

他にいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

1点だけ、3ページの学力と社会への参画力の育成、そして、その中で4点ほどに審議のまとめで出た意見をまとめたわけですね。そうすると、学力については、多分1つ目と2つ目はそうで、社会への参画力の育成の部分が下の丸2つになるんですか。

教育改革推進監

基本施策1の中には7つ施策が入っておりまして、その中で例えばあまり意見がいただけなかったところもございます。外国人児童生徒教育のところなどは、今回の中ではあまりご意見がなかったところですので、この審議会からいただいたご意見は、学力、特別支援、キャリア教育のあたりが多かったので、このまとめとなっております。

委員長

それも表現しているということですね、分かりました。

ただ、外国人の話や、ずっと読んでいて、最初に学力・学習状況調査で全国と比較して低位で推移しているから、近づいているという評価で本当にいいのかという、結構辛口表現があって、ならば、学力・学習状況調査の中で地域活動に参加している率は全国より高いことをどう評価しているかと思って見ていったら、社会の参画力の部分でそれに対するの文言がなかったの、人間褒めて育てないといけないですね。だから、けなすばかりではなく、そこをどう生かすかという議論があってもよかったのかと。そういう発言はなかったのかを聞いたかったということです。

また、中間報告ですし、今のお話では項目によってはあまりご意見をいただけなかったこともあるそうですので、これはこれですとして、今後の点検と検討を再来年の政策会議の実行に向けてきちっとやっていくということをお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告2 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について（公開）

(荒木教育総務課長説明)

報告2 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について

県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について、別紙のとおり報告する。
平成26年3月7日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

これについても担当の推進監に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

(加藤教育改革推進監説明)

1ページをご覧ください。こちら11月の定例会において、その段階での開催状況について報告させていただきましたが、最終の年度末になりましたので改めてまとめご報告申し上げます

伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域の3地域、今後の中学校卒業生数が大幅に減少することが予測されており、地域における推進協議会を開催しております。1番目、伊勢志摩地域ですが、昨年度のまとめを踏まえながら、この地域協議会のもとに「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」、「専門学科検討ワーキング会議」と、親会議と2つのワーキング会議でもって地域全体の県立高校の特色化・魅力化、適正規模・適正配置、さらには、各高校の存在意義や担うべき役割等々の視点から、今後のあり方について検討していただきました。

(1)開催日は、それぞれ親会議と2つのワーキング会議、4回と3回と3回という形で開催した日程です。

(2)いただいた主な意見ですが、親会議である活性化推進協議会においては、学校の取組をもっと積極的に情報発信をすべきである。地域の過疎や衰退を食い止めるための市町の取組と、高校活性化のための取組を連携していくことが大切である。適正規模については、子どもたちがどのような高校生活を送れるかという視点が大切である等のご意見をいただきました。

また、鳥羽・志摩・度会地域、小さい学校がある地域ですが、こちらのワーキング会議では、高校と地域が連携することで、生徒たちが力をつけ、外部に対してはアピールできる取組がもっとできるのではないかと、等々、学校の魅力化等に関するご意見をたくさんいただきました。

また、伊勢志摩地域には伊勢工業高校、宇治山田商業高校等の専門学科がありますが、こちらに関しては、専門性を身につけた人材が、地域産業にとって必要であり、地域の労働力確保の観点からも、専門高校に対するニーズは高いと。また、2ページの上のポツですが、専門高校の学級規模は維持すべきであるが、小規模化したとしても部活動や学校行事等から考えると1学年4学級規模が限界ではないかというようなご意見もいただきました。

(3)今後の進め方ですが、いただいたご意見をもとにまとめられた25年度協議のまとめを踏まえながら、次年度もこの協議会と2つのワーキング会議という基本的な枠組みで今後の地域の高校のあり方について、地域からのご意見をいただき続けていきたいと思っております。

続きまして、2、伊賀地域も昨年度のまとめを踏まえ、3つほどの大きなテーマ、「地域全体の学科の適正な配置」、また、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援」、また、「当地域における中高一貫教育の実施」といったことを中心に3回の協議会を開催いたしました。

(2)出された主な意見の1つ目、「地域全体の学科の適正な配置について」ですが、平成31～33年度頃には地域全体の1学年の学級数が28学級程度となり、平成25年度と比べて4学級程度減少することが共通認識されたと、等々のご意見。3つ目、ニーズをしっかりと分析したうえで、普通科や総合学科を今後どうしていけばよいか考えねばならないというご意見もいただきました。

また、2つ目、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について」ですが、1つ目、特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、地元の高校に受け入れる枠組みをつくってもらいたいと、主に中学校等からのご意見と、特別な支援を必要とする子どもが高校に入学した場合、単位認定、通学手段、施設・設備、卒業後の進路保障等に課題があるといったご意見もいただきました。また、「当地域の中高一貫教育の実施について」は、3つ目、他県の設置例やニーズを数値的に把握するなどして、検討をしていくべきだというご意見もいただきました。

(3)今後の進め方として、来年度も引き続き協議をしていただく必要があると考えております。

3ページ、3の紀南地域についても、昨年度の協議のまとめを踏まえ、県立2校、

木本高校、紀南高校の両高校の活性化と、紀南地域の高校の中長期的なあり方について協議をしていただきました。そして、1回目の協議を踏まえて具体的なそれぞれの学校の活性化については、木本高校は「サポート委員会」と校内で言うております学校関係者評価委員会で、紀南高校はコミュニティ・スクールで学校運営協議会がありますので、こちらで特色化・魅力化に取り組んでいると。こういうことで協議会のもとにそれぞれの学校の関係の会議という形で今年度やらせていただきました。従いまして、協議会としては(1)開催日のとおり、2回、今年度は開催をさせていただきました。

(2)出された主な意見として、両校の活性化に向けた取組をより積極的に情報発信をすることが大切である。3つ目、両校の活性化と、将来的に統合するならどのような高校としていくかという問題を両輪として協議会を進めていくべきであるといったご意見もいただきました。こちらについても来年度も協議を進めていく必要があると思っております、今年度は3地域とも何か具体的な方向性を定めるというより、それぞれの地域の学校の魅力化・特色化等について、地域からたくさんご意見をいただいたと思っております。

【質疑】

委員長

報告2についてですが、いかがでしょうか。

この種の協議会は、区切りはあるんですか。

教育改革推進監

平成17年度以降、全体の協議会をやってみたり、あるいは、ある程度地域に特化をしたりいろんな形で継続しながら、この形では今年度からです。協議会としてはずっと継続をしています。

委員長

協議会としてずっと継続してやっているということですね。今年はこの3協議会とも具体的な話まではいっていないが、来年も継続してやるということですね。

教育長

特に伊勢志摩地域の高等学校の活性化、実は昨日、志願状況を締め切ったところですが、定員割れが15校ありました。北から牟婁まで入れて全部の中で、伊勢志摩地域は5校が定員割れをしているという状況です。

南伊勢高校というのがありますが、その度会校舎は南勢校舎と2つ、元々は南島校舎もあって3つで校舎制を採っていました。南島は廃止しましたが、そこが非常に大きく定員が割れているということで、町当局は非常に危機感を持って、南伊勢町は職員が1名、就職を探しに進路開拓してくれるのを長期で240~50万円出しているだけで、あと、町の職員2人が週に1回、高校生とふれ合うということで応援はしてもらっています。

度会町も何らかの形で支援したいということがありまして、昨年12月に、2町の町長さんと、大紀町さんが町村会長ですので、3町長がみえて、存続要望ということで定員削減、27年度、この6月に募集定数を策定しますが、そこで1減をやめてほ

しい、もう少し地元で時間がほしいということを知事と教育長宛てに要望されまして、また改めて2月に入って度会町単独で申し入れをされたという状況です。

委員長

協議を進めていただくということもありますが、高校なので専門学科だったら専門学科を維持できるだけの規模が私は必要だと思っているし、仲間がある程度いる必要があるだろうとは思いますが、地元としては若い人がほとんどいなくなってしまうということですかね。

教育長

地元の首長だけでなく、県議会でも盛んに要望があります。昔は募集定数や学校の統廃合については教育委員会の専管事項ということでしたが、今は、首長の要望が多くなり始めてきた状況です。

他県ではものすごくもめています。滋賀県は計画を2年ぐらい先延ばしにしたり、あるいは千葉、秋田、長野は、計画は作っても実践できずに延ばしていかざるを得ない状況です。

委員長

大変な状況であるとは思いますが、必要なことだろうとは思っています。

こういうのは例えば知事が入る会議で決めるようになったら決まるのでしょうか。

しかも2年後には議会も入るのでしょうか。

教育長

今の案では、どこかでは定数管理しなければいけないので、議会で一枚岩でまとまるかどうかですね。北勢は枠が欲しいし、なぜ人気のある地区の学校を切ることにもなります。40人が埋まらずに20人ぐらいしか来なくても、そこを残すのかというジレンマを議会も抱えることになると思います。

委員長

報告2についてはよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告3 教職員の資質能力向上支援事業の平成25年度実施結果と平成26年度の概要について（公開）

(梅村教職員課長説明)

報告3 教職員の資質能力向上支援事業の平成25年度実施結果と平成26年度の概要について

教職員の資質能力向上支援事業の平成25年度実施結果と平成26年度の概要について、別紙のとおり報告する。平成26年3月7日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

資料1ページをご覧ください。教職員の資質能力向上支援事業について、平成25年度の実施結果と平成26年度の概要を報告します。この事業は指導が不適切である教員への対応を行うものです。制度の概要を2ページに記載していますので、まず、

2 ページをご覧ください。

指導が不適切である教員への対応ですが、経緯としまして、三重県教育委員会では、県独自で、平成15年度から「指導力不足教員の対応に関する要綱」等を整備して取組を始めております。

全国的な動きとしては、平成19年に教育公務員特例法が改正されまして、指導改善研修の実施が法律に位置づけられ、国は平成20年2月に「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」を策定しました。これらを踏まえて規則を制定するなどして、平成21年3月に改めて要綱を制定し、継続して実施しているところです。

制度の概要について、まず、指導が不適切である教員とはどういうものかということですが、学習指導・生徒指導・学級経営にかかる指導力や教育公務員としての資質に課題を持つ者で、児童生徒に対する教育への期待に応えられないため、支援その他の措置を要する教員と定義しております。

具体的には、各学校の校長の度重なる指導によっても改善が見られず、なお、指導が不適切であるという場合に、指導や観察の記録等を作成し、いろいろな事実確認を行ったうえで、県教育委員会へ、小中学校の場合は市町教育委員会へ報告していただきます。その後、報告や本人からの聴き取りをもとに弁護士、精神科医、学識経験者などで構成される指導改善研修審査委員会を開いて、指導が不適切である教員かどうかの認定を行います。その場では指導が不適切であるかどうかの認定を行うほか、精神的な疾病が疑われる場合の受診の必要性の認定なども行っております。

指導改善研修は、(3)にありますように所属校及び県の総合教育センターにおいて、1年以内の期間で実施しております。1年間研修を受けさせ、改めて指導改善研修審査委員会を開いて意見を聴き、現場復帰できるか、復帰するとしても平常勤務か、経過観察を伴う勤務か、指導を伴う勤務か、また、研修期間を延長するか、教員以外の他職種への配置換えを行うか、退職の勧告なり分限処分を行うかという措置をするという制度になっております。

具体的な対応の今年度の結果ですが、1ページの2番の「内容」のところをご覧ください。平成25年度に、指導改善研修を受講したものは4名です。4名の教員に1年間研修を受けさせ、指導改善研修の結果をもとに、指導改善研修審査委員会で審議し、その後、2月6日の判定委員会において研修後の措置を決定しております。4名の結果がその下にあります。指導が不適切である教員の認定を解除し、平常勤務に復帰させるとしたのが2名、同じく認定は解除し、1年間の経過観察を伴う勤務に復帰させるとした者が1名、認定を解除し、1年間の指導を伴う勤務に復帰させるとした者が1名ということで、合わせて4名の措置を決定しております。

また、新たに平成26年度については、同じように審査委員会を開催し、2名の審査を行い、指導が不適切な教員に認定して、校外指導改善研修ということで総合教育センターで新たに来年度、研修を受講させることとしております。

今後、平成25年度、研修の結果を受けて認定を解除した4名は、それぞれ市町教委及び復帰する学校の校長と連携しながら、復帰の支援と、引き続き資質能力の向上が図られるように指導をしていきたいと考えております。また、新たな2名について

は、それぞれの教員の課題に応じた研修プログラムを作成し、1年間、総合教育センターにおいて研修を実施することを考えております。

【質疑】

委員長

報告3についてはいかがでしょうか。

柏木委員

私、この「三重県指導改善研修審査委員会」の委員を何年かさせていただいたことがあり、いろいろ不適切な教職員に対する対応を身近にしてきました。

その中で、観察記録等ということで校長先生から指導力不足と見受けられると思われる先生でも、この観察記録を10年以上にわたって取られている教職員の方も見受けられまして、その場合、もっと速やかに観察記録の具体的指導を行い、認定して研修していただくと、先生方は変わって、また学校に戻っていかれる事実がありますので、その点、もう少し速やかにあげていただくとような仕組みがあればいいと思います。研修を受けない間に、子どもたちはその先生に教えていただいている事実があります。その子どもたちのことを思ったら、校長先生の判断で指導力不足と思ったら、すかさずあげてもらいたいです。そういった先生方がたくさんいると、パンクするので大変ですが、段階を追ってできるだけあげていただきたいと思います。それが子どもたちの成長につながってきて、教職員の質は規範意識の面でも子どもたちに直接影響するので、この対応についてできるだけ力を入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教職員課長

最近の研修受講者は平成25年度は4名、来年度は2名ということで以前より減ってきております。始めた当時は指導改善研修の受講者も2桁いて、キャパシティーのようなものがあつたかと思いますが、現在、2～4名という形になってきておりますので、速やかにあげていただくようお願いをして、できる限り早く対応させていただきたいと思っております。

柏木委員

それは教職員の質があがってきて人数が少なくなっていったのか、それとも、あげてくる人数が減ってきたのか、何か理由はあるのでしょうか。

教職員課長

平成15年まではそういう手立ては何もしておりませんでしたので、蓄積していた部分があるのかもわかりませんが、10年ぐらいにわたりずっと研修を続けておりますので、対象者は減ってきていると思っております。

教育長

当初は対象者が多く、分限処分などで辞めさせた者もございました。その頃は県立学校の対象者が多かったのですが、最近は県立があがってきません。今回の4名も小中だと思っておりますが、対象者はどんどん減少していったかと思っております。課長は今、申し上げませんでした。こういう年間を通じた指導研修だけではなく、夏休みに実施するという研修がありますよね。

研修担当次長

この制度は10年経ってきて、いろいろノウハウを蓄積してきたところ、やはりここに至るまでに指導に不安や課題を抱えている教員がたくさんいることが分かってきました。その教員に対して短期的に集中的に行う教員フォローアップ研修を、今年度から本格実施をしております。自主的に自分から学ぼうという人が出て、随分成果も上がってきたという報告を受けております。

柏木委員

フォローアップの研修は、講師の方々にも門戸を開いていただけるとありがたいと思いますが、講師は市単で雇われた方になってくるので、それはいつもお話しても難しいと言われていますが、講師の方でも不安を抱えている方はたくさんみえるので、なんとかそういう研修をさせてあげることができたらと思いますので、また検討をよろしくをお願いします。

研修担当次長

常勤の講師に対しては、総合教育センターでも常勤講師対象の研修を実施しております。その他、講師でもいろんな形態がありますので、今後の課題であると思っております。

委員長

とはいえ、柏木委員がおっしゃったように、子どもにとってはその先生ですから、指導力不足では子どものほうはかわいそうだと本当に思いますね。課題はあるが、徐々に改善はされてきている報告と考えさせていただきます。他にはございますか。よろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告4 三重県立高等学校における土曜日の授業について（非公開）

高校教育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告5 平成30年度全国高等学校総合体育大会東海4県開催種目決定に向けた進捗状況について（非公開）

保健体育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告6 第三次三重県子ども読書活動推進計画の策定について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、全委員が本報告を了承する。